

# フランスの個人情報保護制度——2018年改正法を中心として

研究代表者 村上裕章 成城大学 法学部 教授

## 1 はじめに

本稿は、フランスにおける個人情報保護制度の特色を明らかにするため、現行制度の概略を検討するものである。

周知のとおり、EU 域内においては、「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679」(以下「一般データ保護規則」または「規則」という)によって、個人情報保護制度が統一されるに至っている。

しかし、①規則が適用されない領域が残っていること、②規則は多くの点を EU 加盟国のために委ねていること、③規則の内容を明らかにするためには具体的な適用を考慮する必要があることなどから、加盟国の法制度を研究する意義が失われているとはいえないであろう。

本稿ではフランスの現行法を検討の対象とするが、規則が適用される領域に対象を限定する。また、憲法上の議論や個別条文の詳細、運用の実態などには立ち入ることができない。

以下では、沿革 (2)、基本理念 (3)、適用範囲 (4)、個人データの取扱い (5)、データ主体の権利 (6)、監督制度 (7)、刑事罰 (8) を順次検討する。

## 2 沿革

### 2-1 1978 年法

個人情報を保護するためにフランスで初めて制定されたのは、「データ処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号」(以下「1978 年法」という)である。

同法は、行政機関が保有していたファイルを統合し、国民を網羅するデータベースを作成しようとしたことが問題となった、いわゆる SAFARI (行政カード・個人リスト自動検索システム) 事件をきっかけとして制定された。

同法は、第 1 章「原則及び定義」、第 2 章「情報処理と自由全国委員会」、第 3 章「自動データ処理開始の事前手続」、第 4 章「個人データの収集、記録及び保存」、第 5 章「アクセス権の行使」、第 6 章「刑事罰」、第 7 章「雑則」からなり、全文 48 条である。

主な特色として、①公的部門と私的部門をあわせて規律していること、②事前手続 (許可・届出制度) を中心としていること、③独立の監督機関として「情報処理と自由全国委員会」(Commission nationale de l'informatique et des libertés、以下「CNIL」という)を設置したことなどを挙げることができる。

### 2-2 2004 年法

1978 年法は、「個人データの取扱いに係る自然人の保護に関する、また、情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号を改正する、2004 年 8 月 6 日法律第 2004-801 号」(以下「2004 年法」という)によって大きく改正された。

この改正は、EU の「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の指令 95/46/EC」(以下「1995 年指令」という)の制定を受けて行われた。「指令」は立法上の指針を定め、加盟国による具体化を求める法形式である (欧州連合運営条約 288 条 3 項)。

2004 年法は、第 1 章「原則及び定義」、第 2 章「個人データ取扱いの適法要件」、第 3 章「情報処理と自由全国委員会」、第 4 章「取扱実施の事前手続」、第 5 章「取扱責任者に課せられる義務及び本人の権利」、第 6 章「取扱実施の統制」、第 7 章「情報処理と自由全国委員会による制裁」、第 8 章「刑事罰」、第 9 章「健康の領域における研究目的による個人データの取扱い」、第 10 章「治療及び予防の実施または活動の評価または分析のための健康に係る個人データの取扱い」、第 11 章「報道及び文学芸術表現のための個人データの取扱い」、第 12 章「欧州共同体に属さない国への個人データの移転」、第 13 章「雑則」からなり、全文 72 条であ

る。

大きな改正点として、①CNIL に調査・制裁権限を付与したこと、②領域ごとの特則を設けたこと、③EU 加盟国以外の国（以下「第三国」という）への個人データの移転に関する規定を設けたことなどを挙げることができる。

### 2-3 2018 年法

2004 年法については、「デジタル共和国のための 2016 年 10 月 7 日法律第 2016-321 号」（以下「2016 年法」という）などによる改正があったが、2018 年、「個人データの保護に関する 2018 年 6 月 20 日法律第 2018-493 号」（以下「2018 年法」または「法」という）によって、再度大きく改正された。

この改正は、一般データ保護規則及び「刑事犯罪の予防、捜査、摘発もしくは訴追または刑罰の執行を目的とする所管機関による個人データの取扱いに関する自然人の保護並びに当該データの自由な移動に関する、また理事会枠組み決定 2008/977/JHA を廃止する、2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令（EU）2016/680」（以下「刑事司法指令」という）の制定に伴うものである。

「指令」と異なり、「規則」は加盟国に直接適用される法形式であるが（欧州連合運営条約 288 条 2 項）、一般データ保護規則は多くの点で加盟国の立法裁量を認めている。また、刑事司法指令については、これを国内法化する必要がある。さらに、EU 法が適用されない分野（国家の安全及び国防）があり、この分野についても個人情報保護のための規制を行う必要がある。

そこで、2018 年法は、全体に共通する規定を定める第 1 編、一般データ保護規則が適用される分野について定める第 2 編、刑事司法指令が適用される分野について定める第 3 編、国家の安全及び国防について定める第 4 編、海外領土について定める第 5 編から構成されており、全文 128 条である。

大きな改正点として、①一般データ保護規則の直接適用が前提となっていること、②事前手続の大半を廃止したこと、③自主規制の制度を拡充したこと、④CNIL の権限を大きく強化したことなどを挙げるができる。

## 3 基本理念

### 3-1 2018 年法の規定

法 1 条 1 項は、「情報処理は個々の市民に仕えるものでなければならない。その発展は国際協力の枠組みの中で行われなければならない。情報処理は、人のアイデンティティ、人権、私生活（la vie privée）、個人的及び公的自由を侵害してはならない」と定める。この規定は、1978 年法 1 条以来、全く変わっていない。

法 1 条 2 項は、「自らに関する個人データについてなされる利用について決定し、コントロールする人の権利、及び、これらのデータを取り扱う者に課せられる義務は、2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の規則（EU）2016/679、2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令（EU）2016/680、並びに本法の枠内で行使される」と定める。この規定は、後述するように、2016 年法によって新設され、2018 年法によって修正されている。

### 3-2 憲法上の権利としての「私生活の尊重を求める権利」

フランスでは、1970 年の改正により、「私生活の尊重を求める権利（droit au respect de la vie privée）」が民法典 9 条に規定された。1978 年法においても、上記のように、「私生活」を侵害してはならない旨が明記されている。もっとも、その憲法上の位置づけは明確でなかった。

憲法院は、1995 年の監視ビデオ判決において、「私生活の尊重を求める権利」が、「個人的自由（liberté individuelle）」の 1 つとして、憲法による保障を受けることを認めた。

「個人的自由」について、憲法院は、1977 年の車両検問判決において、「共和国の諸法律によって保障され、また、1958 年憲法前文により確認された 1946 年憲法前文で宣言された、基本的諸原理の 1 つである」と認めていた。もっとも、同判決は、1958 年憲法 66 条 2 項に基づき、個人的自由の守護者は司法機関であるとも判示していた。1978 年法は、CNIL の行った処分について行政裁判所の管轄を認めていたことから、同法の違憲論も有力に主張されていた。

憲法院はその後、1999 年の包括疾病保障創設に関する法律判決及び PaCS（連帯民事契約）法判決において、「私生活の尊重を求める権利」を、人権宣言 2 条に基づくものとして位置づけたことから、上記の問題は解

消した。2004 年法に関する判決もこの立場を維持している。

### 3-3 2016 年法による「情報自己決定権」の導入

2016 年法 54 条は、2004 年法 1 条に、「何人も、本法の定める要件のもとにおいて、自らに関する個人データについてなされる利用について決定し、コントロールする権利を有する」という第 2 項を追加した。これは、ドイツ発祥の「情報自己決定権」を、明文で承認したものと解されている。2018 年法も、上記のとおり、これを基本的に維持している（法 1 条 2 項）。

この「情報自己決定権」が、ドイツと同様に憲法上の権利と解されるのか、上記の「私生活の尊重を求める権利」との関係がどうなるかなどは、今のところ不明確ようである。2018 年法についても憲法院に提訴されたが、判決は「情報自己決定権」については言及していない。

なお、一般データ保護規則 1 条 2 項は、「個人データの保護を求める権利 (right to the protection of personal data, droit à la protection des données à caractère personnel, Recht auf Schutz personenbezogener Daten)」を保護している。欧州連合基本権憲章は、「私生活の保護を求める権利」(7 条)とは別に、「個人データの保護を求める権利」(8 条 1 項)を保障している。欧州連合運営条約 16 条 1 項もこの権利を保障している。この「個人データの保護を求める権利」と、「私生活の保護を求める権利」及び「情報自己決定権」の関係も、やはり明らかではない。

## 4 適用範囲

### 4-1 適用領域

フランスでは、1978 年法以来、公的部門と私的部門を基本的に区別することなく規定しており、1995 年指令もこれになっていた。一般データ保護規則及び法も同様である。

個人データの取扱いが「公共の安全への脅威からの保護及びその脅威の防止を含め、所管官庁によって犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行のために行われる場合」には、一般データ保護規則が適用されず（規則 2 条 2 項(d)）、刑事司法指令が定められていることから、2018 年法は第 3 編でこの点の特則を置いている。特に、一定の要件が満たされたときは本人の権利を制限することができ（法 107 条）、この場合は CNIL を通して間接的に権利を行使することとなる（同 108 条）。

そのほか、一般データ保護規則が適用される分野についても、健康、研究等、報道等、電気通信分野については特則が設けられている（法第 2 編第 3 章第 3 節、第 4 節、第 5 節、第 4 章）。また、上記のとおり、国家安全及び国防については EU 法が適用されないが、この分野については法第 4 編に規定が置かれている。

### 4-2 適用対象

法が適用されるのは、「その管理者が本法 3 条に定める要件を満たす場合において、その全部または一部が自動的な手段による個人データの取扱い、並びに、自動的な手段以外の方法による個人データの取扱いであって、ファイリングシステムに含まれ、または含まれることが予定されているもの」である（法 2 条 1 項本文）。ただし、「取扱いが自然人によって純粋に私的な行為または家庭内の行為の過程において行われる場合を除く。」（同項ただし書）。これは一般データ保護規則（2 条 1 項及び 2 項 (c)）に従った規定である。

### 4-3 死者の個人情報

一般データ保護規則は死者の個人データには適用されないが、加盟国は、死者の個人データの取扱いに関する規定を設けることができる（規則前文第 27 項）。

フランスでは、2016 年法によって死者の個人情報に関する規定が設けられ、2018 年法においても維持されている。

それによると、データ主体の権利（法第 2 編第 2 章）は、データ主体の死亡によって消滅するが、法 85 条に定める要件において、一時的に維持されうる（同 84 条 2 項）。具体的には次のとおりである。

何人も、死後における自己の個人データの保存、消去及び開示に関する指示 (directives) を定めることができる。指示には一般的なものと個別的なものがある（法 85 条 I 第 1 項）。

一般的指示は、データ主体に関する個人データの全体に関わるものである。一般的指示は、CNIL による認証を受けたデジタル上の信頼できる第三者 (un tiers de confiance numérique) のもとに登録することがで

きる（同第2項）。

一般的指示の参照情報及びそれが登録されたデジタル上の信頼できる第三者は、単一の登録簿に登録される。登録簿の態様及びアクセスについては、理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、コンセイユ・データの議を経たデクレによって定められる（同第3項）。

個別的指示は、当該指示によって指定された個人データの取扱いに関わるものである。個別的指示は、関係する管理者のもとに登録される。個別的指示については、データ主体の個別の同意の対象となり、利用契約約款の一括同意によることはできない（同第4項）。

一般的及び個別的指示により、データ主体は、自らの死後、自己の権利が行使されるべき方法を定める（同第5項第1文）。

上記の指示は、その執行を担当する者を指定することもできる。当該担当者は、データ主体の死後、指示を閲覧し、関係する管理者にその履行を求めることができる。指定がなされなかった場合、または、指示にこれに反する定めがない場合において、指定された者が死亡した場合、その相続人は、データ主体の死後、指示を閲覧し、関係する管理者にその履行を求めることができる（同第7項）。

指示がないとき、または、指示に反対の定めがないときは、データ主体の相続人は、データ主体の死後、一定の場合において、データ主体の権利を行使することができる。

## 5 個人データの取扱い

### 5-1 取扱いに関する基本原則

一般データ保護規則5条1項は、個人データの取扱いに関する基本原則として、①適法性、公正性及び透明性、②目的の限定、③データの最小化、④正確性、⑤記録保存の制限、⑥完全性及び機密性を定める。法4条もほぼ同様の内容を定めている。

また、規則6条は、個人データの取扱いが適法な場合として、①データ主体が同意を与えた場合、②契約の履行等のために必要な場合、③法的義務を遵守するために必要な場合、④データ主体または他の自然人の生命に関する利益を保護するために必要な場合、⑤公益のためまたは公的権限の行使として行われる職務の遂行に必要な場合、⑥管理者または第三者の正当な利益のために必要な場合を挙げる。法5条もほぼ同様の内容を定めている。

一般データ保護規則は、情報社会サービス（information society services）の直接提供に係る個人データの取扱いについて、16歳以上の未成年者が単独で同意できるとするが、加盟国はその年齢が13歳を下回らない限り、法律によって、より低い年齢を定めることができるとする（8条1項）。法はこれを15歳からと定めている（45条1項）。

### 5-2 管理者及び処理者の義務

管理者による技術的及び組織的措置（法57条1項）、取扱活動の記録（同条2項）、個人データ侵害の通知（同58条I）、共同管理者（同59条）、処理者の責任（同60条2項）、管理者または処理者の権限のもとにおける取扱い（同61条）、データ保護影響調査（同62条）及びCNILとの事前協議（同63条）については、それぞれ、一般データ保護規則の対応する規定（24条、30条、33条及び34条、26条、28条、29条、35条、36条）によるものとされる。

### 5-3 センシティブな個人データ

センシティブな個人データの取扱いを原則として禁止する法6条1項は、一般データ保護規則9条1項と同じ内容である。例外については、同条2項に定める場合（法6条II、データ主体の同意がある場合など）のほか、公益によって正当化され、デクレによる許可（同31条II・32条）を受けた場合（同6条III）、法44条に定める場合（医療上必要な場合等）が定められている。また、規則85条に基づき、報道等の目的での取扱いについても例外が認められている（法80条）。

センシティブな個人データに関する規定は、1978年法31条以来存在していた。ドイツにおいては、1995年指令を受けて、2001年法で新設された。

なお、日本法上の要配慮個人情報（個人情報保護法2条3項）には、「労働組合への加入を明らかにする個人データ」、「自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータ」が含まれていないことから、「個人情報の保

護に関する法律に係る EU 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(以下「補完的ルール」という)が定められている。

そのほか、有罪判決、犯罪またはそれに付随する保安措置に関する個人データの取扱いは、裁判所等の公的機関及び一定の私法上の法人などのみが行うことができるとされている(法 46 条)。

#### 5-4 事前規制

2018 年法により従来の事前規制(許可・届出)の制度はほぼ廃止されたが、次の場合は例外となっている。

自然人識別全国名簿登録番号 (numéro d'inscription des personnes au répertoire national d'identification des personnes physiques) については、原則として、理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる(法 30 条)。1978 年法 18 条以来、同旨の規定が存在している。一般データ保護規則 87 条に基づく規定である。

国家安全・国防・公安、もしくは、犯罪の予防・捜査・検知・訴追または刑罰及び保安処分 of 執行に関し、国のために行われる個人データの取扱いについては、理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、大臣のアレテによって許可される(法 31 条 I)。公安を除いて、これらの取扱いには一般データ保護規則が適用されない。

上記の取扱いがセンシティブな個人データに関わる場合は、理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって許可される(同条 II)。

人の身元の認証またはコントロールに必要な遺伝子データまたは生体データに関し、公権力の特権の行使として行動する国のための個人データの取扱いについては、理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって許可される(法 32 条)。規則 9 条 4 項に基づく規定である。

健康に関する個人データの取扱いについては、CNIL が定めるガイドライン (référentiels) に従っている場合は CNIL への届出を(66 条 II 2 項)、これに従っていないときはその許可を要する(同 III)。これも規則 9 条 4 項に基づく規定である。

#### 5-5 第三国等への個人データの移転

一般データ保護規則によれば、EU 加盟国以外の国(第三国)または国際機関への個人データの移転 (transfers, transferts, Übermittlungen) は、①当該第三国等が十分なデータ保護の水準を確保していることを認める欧州委員会の決定(十分性認定)がある場合(45 条 1 項)、②適切な保護措置が講じられている場合(46 条 1 項)、③一定の要件が満たされている場合(49 条 1 項)にのみ許される。

この点について、法は、刑事司法指令が適用される第 3 編と、国家安全等に関する第 4 編に規定を置くが、一般データ保護規則が適用される第 2 編には規定がなく、もっぱら規則の規定が適用される。

1995 年指令の下で、欧州委員会は、同委員会と米国商務省との間で合意された制度(セーフ・ハーバー制度)について、十分な保護水準を保障している旨を決定していたが、EU 司法裁判所は、2015 年の先決裁定により、当該決定が無効であると判断した。その際、加盟国の監督機関が欧州委員会決定を無効と考えるときは、欧州司法裁判所への付託を求めて国内裁判所に訴訟を提起できるよう、加盟国は国内法で定めなければならないと判示されていた(第 65 項)。これを受けて、法は次の規定をおいている。

私人による管理者または処理者に対する申立てを受けて、個人データの取扱いに係る権利自由の保護に関する主張に理由があると判断する場合、または、一般的に、自らの任務の範囲内において、上記の権利自由の保護を確保するために、CNIL は、コンセイユ・デタに対し、場合によってはアストラントを付して、データの移転の停止、または、CNIL が事前に命じたかかる移転の停止(後記 7-5 参照)の延長を命じるよう求めることができる(法 39 条 1 項前段)。

この場合、CNIL は、規則 45 条に基づく欧州委員会の十分性認定、または、規則 46 条に定めるデータの移転における適切な保障に関する欧州委員会のすべての行為について、その有効性を評価するために、欧州司法裁判所に対して先決問題の申立てをすべき旨の意見を付する(法 39 条 1 項後段)。

当該データの移転が裁判所の裁判作用の行使においてなされる取扱作業に当たらない場合、CNIL は、刑事司法指令 36 条に基づく欧州委員会の十分性認定に基づくデータの移転の停止、または、自らが既に命じた当該移転の停止の延長を、当該十分性認定の有効性の欧州司法裁判所による評価を待ちつつ、コンセイユ・デタに命じるよう求めることができる(法 39 条 2 項)。

## 5-6 個人データの自動取扱い

一般データ保護規則によれば、「データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる、または、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼす、プロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する」(規則 22 条 1 項)。もっとも、①データ主体とデータの管理者の間の契約の締結またはその履行のために必要となる場合(同条 2 項 (a))、②管理者がそれに服し、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定める、EU 法または加盟国の国内法によって認められる場合(同項 (b))、③データ主体の明示的な同意に基づく場合(同項 (c))は、例外が認められる。

フランスでは、1978 年法 2 条以来、同趣旨の規定が存在しており、1995 年指令 15 条によって取り入れられた。2018 年法は次のように定めている。

判決については、人の行動に関する評価を含むいかなる判決も、当人の人格の一定の側面を評価するための個人データの自動処理を根拠として行われてはならない(法 47 条 1 項)。

それ以外の決定については、次の場合を除き、人に対して法的効果を発生させまたは重大な影響を及ぼすいかなる決定も、個人データの自動処理のみを根拠として行われてはならない(同条 2 項)。

- ① 一般データ保護規則 22 条 2 項 (a) 及び (c) に定める場合(法 47 条 2 項 1 号)
- ② 取扱いがセンシティブなデータに関わらないことを条件として、公衆行政関係法典 L. 311-3-1 及び第 4 部第 1 編第 1 章(行政上の不服申立てに関する総則)を遵守してなされる個別的行政決定(法 47 条 2 項 2 号)

公衆行政関係法典 L. 311-3-1 に定める明示の記載(当該決定がアルゴリズムによる取扱いに基づいてなされる旨の記載)を欠く場合、当該決定は無効となるとされる。また、当該決定について、管理者は、取扱いがその者に対してなされたやり方を詳細かつ理解できる形でデータ主体に説明できるよう、アルゴリズムによる取扱いとその発展を把握しておく(s'assure de la maîtrise du traitement algorithmique et de ses évolutions)ことも規定されている。

ただし、公衆行政関係法典第 4 部第 1 編に定める行政上の不服申立てについて行政庁が裁断するいかなる決定も、個人データの自動処理のみに基づいて行ってはならない(法 47 条 3 項)。

要するに、①センシティブなデータに当たらないこと、②自動処理に基づく旨(申請があれば取扱いのルール等を通知すること、③不服申立てが可能であることを要件として、自動処理のみに基づく個別的行政決定を許容するものである。この規定に対しては批判が少なくない。

## 5-7 自主規制等

データ保護オフィサー(data protection officer, délégué à la protection des données, Datenschutzbeauftragter)とは、管理者または処理者の内部において個人データ保護を担当する独立した役職である。ドイツ由来の制度であり、1995 年指令においても言及されていた(18 条 2 項・20 条 2 項)。フランスでは、2004 年法により、「情報処理と自由担当者(correspondant informatique et libertés)」として導入されたが、指名は任意だった(22 条 III、67 条 2 項・3 項)。

一般データ保護規則は、一定の場合において、管理者及び処理者に、データ保護オフィサーの指名を義務づけている(37 条 1 項)。これを受けて、2018 年法は、管理者またはその代理人は、規則の定める要件に従って、データ保護オフィサーを指名すべき旨を定める(57 条 2 項第 2 文)。

一般データ保護規則は、加盟国等が、規則の適正な適用に寄与するための行動規範の作成を奨励すべきこと(40 条 1 項)、管理者または処理者を代表する団体等は行動規範案を作成できること(同条 2 項)、監督機関は当該行動規範案を承認できること(同条 5 項)、欧州委員会は、それが規則に適合すると判断した場合、当該行動規範が EU 域内において一般的な有効性を持つ旨を決定できること(同条 9 項)、承認された行動規範の監視は、監督機関及び認定を受けた組織によって行われること(41 条 1 項)などを定めている。

1995 年指令にも同旨の規定があり(27 条)、2004 年法に「職業規範(règles professionnelles)」に関する規定が置かれていた(11 条 1 項 3 号 (a) (b))。

法は、CNIL の任務として、自然人特に未成年者の権利及び自由に対する個人データ処理に内在するリスクを考慮して、管理者及び処理者に課せられた義務を定める行動規範の作成を奨励することを挙げる(8 条 I 第 2 号 (b) 第 2 文)。また、小委員会が、行動規範の遵守の監視を任務とする組織の承認を一時的に停止し(21 条 I 第 4 号)、撤回できること(23 条)を定める(後記 7-5 参照)。

一般データ保護規則は、加盟国等が、管理者及び処理者による取扱業務が規則を遵守していることを証明する目的で、データ保護認証方法、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励すべきこと（42条1項）、監督機関または指定された国内認定機関は、一定の要件を満たした認証機関を認定すること（43条1項第2文、2項）、認証は、認定を受けた認証機関または監督機関によって行われること（42条5項）などを定めている。

法は、CNILの任務として、人、製品、データシステムまたは手続について、それらが規則及び法に適合したものであることを認証し、認証機関の認定を行うこと（8条I第2号（h））、申請に基づき、または職権により、個人データ保護を目的とする製品または手続について、それらが法の規定に適合することを証するマーク（label）を交付し、またはこれを撤回すること（同第3号）を挙げる。また、小委員会が、認証機関の認定を一時的に停止し（21条I第4号）、撤回できること（23条）を定めている（後記7-5参照）。

## 6 データ主体の権利

### 6-1 データ主体の権利

情報提供を求める権利（法48条1項）、アクセスを求める権利（同49条1項）、訂正を求める権利（同50条）、消去を求める権利（忘れられる権利）（同51条I）、取扱いの制限を求める権利（同53条）、ポータビリティの権利（同55条）、異議を述べる権利（同56条1項）については、それぞれ、一般データ保護規則（12条～14条、15条、16条、17条、18条、20条、21条）に定める要件に従って行使される旨が規定されている。

規則によれば、すべてのデータ主体は、自らに関する個人データの処理が本規則に違反すると思料するときは、監督機関に申立てを行う権利（right to lodge a complaint, droit d'introduire une réclamation, Recht auf Beschwerde）を有する（77条1項）。この規定を受けて、法は、CNILの任務として、「申立て（réclamations）、請願（pétitions）及び苦情（plaintes）」を取り扱い、必要な範囲で申立ての対象について審理または調査を行い、合理的な期間内に進行状況及び調査の結果を申立人に通知することを挙げている（法8条I第2号（d））。

### 6-2 団体訴訟

一般データ保護規則によれば、加盟国は、加盟国の国内法に従って適正に組織され、公益にかなう定款上の目的を有し、かつ、データ主体の個人データの保護と関連するデータ主体の権利及び自由の保護の分野において活動する非営利の組織、団体または協会が、データ主体による委任に関わりなく、当該加盟国内において、監督機関に異議を申し立てる権利（77条）、及び、取扱いによって規則に基づくデータ主体の権利が侵害されたと当該組織等が判断する場合、監督機関並びに管理者または処理者に対する司法救済の権利（78条・79条）を行使する権利を有することを定めることができる（80条2項）。

この規定は団体訴訟の導入を加盟国の裁量に委ねている。フランスでは、2016年に個人情報保護の分野でも団体訴訟が導入されていたが、2018年法は次のように定める。

本法に特段の定めがある場合を除き、団体訴訟について定める規定（21世紀における裁判の現代化に関する2016年11月18日の法律第2016-1547号第5編第1章及び行政裁判法典第4部第7編第10章）が適用される（法37条I）。

同様の地位にある複数の自然人が、管理者または処理者の規則または本法の規定に対する同種の違反により、共通の原因で損害を受けたときは、主張された個別事案に照らして管轄を有する民事裁判所または行政裁判所において、後記の団体が団体訴権（action de groupe）を行使することができる。この場合、原告はこれをCNILに通知する（同条II）。

この団体訴権は、上記の違反の差止め、または、被った物質的または精神的損害の賠償を得る目的で損害をもたらした者の責任を追及するために、行使することができる（同条III第1項）。規則は損害賠償請求権（82条）を挙げていないので、後半部分は独自の規定である。

この訴権を行使できるのは、次の団体のみである（法37条IV第1項）。

①私生活の保護または個人データの保護を定款上の目的とし、少なくとも5年前から適法に届出を行っている団体

②個人データの取扱いが消費者に関わる場合、消費者法典L.811-1に基づいて認定された全国レベルの代

表的消費者保護団体

③取扱いがこれらの組合の定款が保護する者の利益に関わる場合、労働法典 L. 2122-1、L. 2122-5 または L. 2122-9 もしくは公務員の権利義務に関する 1983 年 7 月 13 日法律第 83-635 号 8 条 bis 第 3 項の意味における労働者または公務員を代表する労働組合、または、司法裁判所の裁判官を代表する労働組合

### 6-3 団体への委任

一般データ保護規則によれば、データ主体は、自らに代わって異議を申し立て、自らに代わって監督機関に対して異議申立てを行う権利 (77 条)、監督機関もしくは管理者または処理者に対する司法救済の権利 (78 条・79 条) を行使すること、加盟国の法が定める場合には、自らに代わって賠償金を受ける権利 (82 条) を行使することを、上記 2 に挙げた組織、団体または協会に委任することができる (80 条 1 項)。

この規定は、団体訴訟と異なって、制度の導入を (損害賠償請求権を除き) 加盟国に義務づけている。これを受けて、法は次のように規定する。

何人も、次の団体等に対して、規則 77 条ないし 79 条及び 82 条に定める権利を、自らに代わって行使することを委任できる (法 38 条第 1 文)。損害賠償請求権についても委任を認めたものである。

①上記 2 の団体または組織

②個人データの取扱いにおいて権利自由が侵害されたときは、その定款上の目的が権利自由の保護と関連する団体または組織

③データ主体がその構成員であり、その定款上の目的が当該取扱いの目的と関連する利益の保護を含む団体

法第 3 編が適用される取扱い (間接申請制度が適用される場合) については、CNIL に対して申出を行い、CNIL を被告として裁判所に訴えを提起し、もしくは、管理者または処理者を被告として裁判所に訴えを提起するために、何人も、上記の団体または組織に委任を行うことができる (法 38 条第 2 文)。

## 7 監督制度

### 7-1 概説

一般データ保護規則によれば、各加盟国は、個人データの取扱いと関連する自然人の基本的な権利自由を保護し、かつ、EU 域内における個人データの自由な流れを促進するために、規則の適用を監視する責に任ずる 1 つまたは複数の独立の公的機関を設置しなければならない (51 条 1 項)。

上述のとおり、フランスでは、1978 年法以来、「情報処理と自由全国委員会」(Comission nationale de l'informatique et des libertés、CNIL) が設置されている。2018 年法は、「CNIL は独立行政機関 (autorité administrative indépendante) である」とし (8 条 I 第 1 文)、これが規則にいう国内の監督機関であるとする (同第 2 文)。CNIL については、法のほか、「独立行政機関及び独立公機関の一般的地位に関する 2017 年 1 月 20 日の法律第 2017-55 号」(以下「2017 年法」という) が適用される。

CNIL の独立性は、①委員長の兼職が禁止されていること (法 9 条 I 第 7 項第 2 文、2017 年法 10 条)、②予算に財務統制 (le contrôle financier) が適用されないこと (2017 年法 18 条 2 項)、③政府を含む何人も CNIL の活動を妨害してはならないとされること (法 18 条 1 項)、④委員の罷免が制限されていること (2017 年法 6 条)、⑤CNIL の職員が委員長によって任命されること (法 10 条 1 項) などによって確保されている。

なお、CNIL には、首相によって任命される政府委員 (commissaire du Gouvernement) (及び政府委員補佐) が置かれる (同 17 条 1 項)。政府委員は、CNIL の総会、執行部 (bureau) の会合、小委員会に出席し、CNIL 及び小委員会のすべての意見及び決定を通知される (同条 2 項)。政府委員は、CNIL の議決から 10 日以内に再議 (une seconde délibération) を求めることができるが、後述する是正措置及び制裁は、その対象から除外されている (同条 3 項)。

### 7-2 任務

CNIL は次の任務を行う (法 8 条 I 第 3 文)。

①すべての関係者及び管理者にその権利義務に関する情報を提供すること

②個人データの取扱いが、本法の規定、並びに、法令、EU 法及びフランスの国際的な合意によって定められた個人データの保護に関する規定に従ってなされるよう監督すること

- ③本法の規定に適合することを証するマークを交付すること
- ④情報技術の発展に関する情報を収集し、必要に応じて、本法1条に定める権利自由の行使に対するその影響の評価を公表すること
- ⑤本法の適用、並びに、法令、EU法及びフランスの国際的な合意によって定められた個人データの保護に関する規定の適用に関わる争訟において、すべての裁判所に所見を提出すること

### 7-3 組織

CNILは次の18名の委員によって構成される（法9条I第1項）。

- ①国民議会及び元老院によって指名される2名の国民議会議員及び2名の元老院議員
- ②経済社会環境評議会の総会によって選出される2名の同評議会の委員
- ③コンセイユ・デタの総会によって選出される2名のコンセイユ・デタの構成員または元構成員
- ④破毀院総会によって選出される2名の破毀院の構成員または元構成員
- ⑤会計検査院総会によって選出される2名の会計検査院の構成員または元構成員
- ⑥デクレによって任命されるデジタル技術及び個人の自由に関する問題の有識者3名
- ⑦国民議会議長及び元老院議長によって指名されるデジタル技術及び個人の自由に関する問題の有識者それぞれ1名
- ⑧行政文書アクセス委員会（Commission d'accès aux documents administratifs, CADA）の委員長またはその代理

以上のほか、権利擁護官（Défenseur des droits）またはその代理も、投票権を持たない構成員となる（同第2項）。

このように、監督機関の構成員が、立法権や裁判権等を代表する者など、多様である点が特色といえる。

なお、⑧は2016年法（25条）により追加されたものである。同じく2016年法（26条）により、両者に共通する事項について、CNILとCADAが合議できる旨の規定も導入された（法14条）。また、一般データ保護規則86条を受けて、情報公開制度による個人データの開示を認める規定も置かれている（法7条）。

CNILの委員長は、委員の中から、その在任期間において、大統領のデクレによって指名される（法9条I第6項）。この指名は、2008年の憲法改正によって導入された両院の委員会による意見聴取の対象とされており（憲法第13条第5項の適用に関する2010年7月23日の組織法律第2010-837号1条及び別表）、委員会は5分の3の特別多数によって拒否権を行使できる（憲法13条5項）。

制裁を担当する小委員会（la formation restreinte de la commission）は、CNILによってその委員の中から選出される委員長及び5名の委員によって構成される（法9条I第11項第1文）。ただし、CNILの執行部の構成員（委員長及び副委員長）は、小委員会の委員となることができない（同項第2文）。後述するように、手続保障の観点から設けられた制限である。

### 7-4 調査権限

一般データ保護規則は、各監督機関が、調査権限（investigative power, pouvoirs d'enquête, Untersuchungsbefugnisse）として、情報提供を命じる権限、データ保護監査の方式により調査を行う権限、個人データ等へアクセスする権限、管理者及び処理者の施設へアクセスする権限等をもつことを求めている（58条1項）。

法は、取扱実施の統制（contrôle de la mise en oeuvre des traitements）として、CNILの委員及び委任を受けたその職員は、①個人データの取扱いに使用されている施設等に立ち入ること（19条I）、②任務に必要な文書・情報の提出、プログラム及びデータへのアクセス及び複製を求めること（同条III）ができることと定める。

### 7-5 是正措置及び制裁

一般データ保護規則は、各監督機関が一定の是正権限（corrective powers, pouvoir d'adopter toutes les mesures correctrices, Abhilfebefugnisse）をもつことを求めている（58条2項）。これを受けて、法は、CNIL委員長による注意喚起及び督促と、小委員会による制裁を、分けて規定している。制裁については、権利保障の観点から、憲法上、調査権限と制裁権限の分離が求められていることによる。

## 8 罰則

一般データ保護規則は、加盟国に対し、規則への違反行為、特に、制裁金（83条）が科されない違反行為に適用可能な、制裁金以外の罰則に関する法令を定め、当該法令が実施されることを確保するために必要なすべての措置を講じるよう求めている（84条1項第1文）。また、これらの罰則は、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものであるものでなければならないとする（同項第2文）。

これを受けて、本法の規定に対する違反については、刑法典第2部第2編第6章第5節に罰則が定められている（法40条）。詳細は省略するが、おおむね5年以下の拘禁刑及び30万ユーロ以下の罰金が定められている。あわせて個人データの消去を命じることもでき、この場合はCNILの構成員または職員がデータの消去を確認する（刑法典226-23条）。法人については罰金が5倍とされ、活動の禁止等を命じることもできる（同226-24条）。

訴訟におけるCNILの所見提出権（前記7-2）を保障するための規定も設けられている。共和国検事は、刑法典第2部第2編第4章第5節に定める違反に係るすべての訴追について、場合によっては、その後の経緯について、CNILの委員長に通知し（法41条1項第1文）、判決公判の期日及び対象について、当該期日の少なくとも10日までに送達される書留郵便により、CNILの委員長に通知する（同項第2文）。予審裁判所または判決裁判所は、CNILの委員長またはその代理に対し、その所見を提出し、または、公判において口頭でその所見を述べるよう促すことができる（同条2項）。

## 9 おわりに

一般データ保護規則によって、EUにおいては個人情報保護制度が統一された。本稿で確認したように、公的部門と私的部門の一体的な規律、センシティブなデータの処理の原則的な禁止、自動処理に基づく決定の規制、独立の監督機関の設置などについては、フランス法がEU法に取り入れられたものと見ることができる。

これに対し、事前手続の原則的な廃止、データ保護オフィサーを含む自主規制の活用などについては、ドイツや英米諸国の影響を受けたものといえる。

フランスの現行制度については、死者の個人データの取扱い、自動処理に基づく決定、CNILの監督権限に関する規定などが、特に興味深い。「情報自己決定権」をめぐる議論の動向も注目される。

本稿では、フランスの現行制度について、概括的な検討を行うにとどまった。個別の制度の詳細、運用の実態、改正の動向等については、今後の検討課題としたい。

### 【参考文献】

#### 1 日本語文献

- 「特集 諸外国の制度を参考に日本の社会医保障番号を検討」週刊社会保障61号（2461）号（2007年）6頁  
安達和夫「海外における国民番号の活用事例とその課題」行政&情報システム47巻2号（2011年）12頁  
飯塚和之「イギリス——1998年データ保護法の特徴と問題点」法律時報72巻10号（2002年）28頁  
石江夏生利「アメリカにおけるビッグデータの利用と規制」ジュリスト1464号（2014年）32頁  
石江夏生利「海外の電子政府・番号制度の動向」J-LIS5巻10号（2019年）41頁  
石江夏生利『新版個人情報保護法の現在と未来』（勁草書房、2017年）  
石江夏生利『EUデータ保護法』（勁草書房、2020年）  
泉眞樹子「連邦データ保護法の全文改正——EU規制等の国内法化——」外国の立法276-1号（2018年）6頁  
磯部哲「社会の安全と個人情報保護——子どもを被害者とする性犯罪対策を中心に・フランス」比較法研究70号（2008年）57頁  
板倉陽一郎＝寺田麻佑「カリフォルニア州消費者プライバシー法の成立の意義と背景」情報処理学会研究報告EIP-81-2（2018年）1頁  
市川直子「フランスにおける個人データ保護法制」城西大学経済経営紀要23巻1号（2005年）37頁  
伊奈川秀和「フランス社会保障における個人情報保護に関する考察」福祉社会開発研究13号（2021年）27頁  
稲本洋之助編訳『フランス民法典第1篇——その原始規定（1804）と現行規定（1971）——』（比較家族法資料6、「家」制度研究会、1972年）

- 井上禎男「フランスにおける個人情報保護第三者機関の機能と運用——2004年改正1978年個人情報保護法とCNILの実務」人間文化研究5号(2006年)155頁
- 岩田一政「データ経済における政策課題」情報通信政策研究4巻1号(2020年)1頁
- 岩村浩幸「欧州司法裁判所によるセーフハーバールール無効の判決とその日系企業に対する影響」NBL 1062(2015年)4頁
- 宇賀克也「グローバル化と個人情報保護」小早川光郎先生古稀記念『現代行政法の構造と展開』(有斐閣、2016年)127頁
- 宇賀克也「「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」について」ジュリスト1463号(2014年)12頁
- 宇賀克也「個人情報保護法改正について(1)(2・完)」季報情報公開・個人情報保護59号(2015年)47頁、60号(2016年)4頁
- 宇賀克也「行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の改正」季報情報公開・個人情報保護61号(2016年)65頁
- 江藤英樹「フランスの個人情報保護法とプライバシーの保護」明治大学大学院法学研究論集6号(1997年)71頁
- 大石泰彦『フランスのマス・メディア法』(現代人文社、1999年)209頁
- 大石泰彦「フランス——個人情報保護制度の制定・内容・運用」法律時報72巻10号(2000年)32頁
- 大西楠・テア「ドイツにおける個人情報保護法制の構築」比較法研究81号(2019年)183頁
- 大橋麻也「独立行政機関とフランス行政法」早稲田法学94巻4号(2019年)103頁
- 株式会社ITリサーチ・アート「EU各国における個人情報保護制度に関する調査研究報告書」(2018年3月29日)
- 北村一郎「私生活の尊重を求める権利」同編集代表『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会、1998年)215頁
- 清田雄治「フランスにおける個人情報保護法制の現況——2004年フランス新個人情報保護法の成立と憲法院判決——」愛知教育大学社会科学論集42=43号(2005年)277-312頁
- 清田雄治「フランスにおける個人情報保護法制と第三者機関——CNILによる治安・警察ファイルに対する統制」立命館法学300=301号(2006年)839-875頁
- 清田雄治「フランスにおける個人情報保護の憲法的保障」政策科学13巻3号(2006年)29-55頁
- 清田雄治「フランスにおける「独立行政機関(les autorités administratives indépendantes)」の憲法上の位置——CNILの法的性格論への覚書」立命館法学321=322号(2008年)115頁
- 清田雄治「フランスのテロ対策法における監視ビデオシステムと個人情報保護」森秀樹編『現代憲法における安全——比較憲法学的研究を踏まえて』(日本評論社、2009年)387頁
- 清田雄治「フランスにおける監視ビデオ(カメラ)システムと個人情報保護(1)」立命館法学333=334号(2011年)2046頁
- ゲミン、クリスチャン(藤原静雄訳)「ヨーロッパデータ保護一般規則——EUにおける新たなデータ保護の規律の客観的考察」自治研究93巻3号(2017年)3頁
- 近藤昭三「行政情報の公開とプライバシー保護——「透明な行政の文化」に向かって」法律のひろば47巻5号(1994年)25頁
- 近藤昭三「監視カメラを監視せよ——監視カメラ規制試論」札幌法学7巻2号(1996年)15頁
- 佐伯祐二「省庁における「先例」」公法研究81号(2019年)135頁
- 佐藤結美「個人情報の刑罰的保護の可能性と限界について(1)～(6・完)」北大法学論集65巻3号(2014年)794頁、4号(2014年)1126頁、66巻1号(2015年)188頁、67巻1号(2016年)248頁、5号(2016年)1786頁、68巻1号(2017年)344頁
- シェンドルフ＝ハウボルト、ベッティーナ(山本隆司訳)「新しいEUデータ保護法とデータ保護監視の新組織——ヨーロッパ行政連携の正当性の諸問題(一)(二・完)」自治研究94巻10号(2018年)27頁、12号(2018年)58頁
- 宍戸常寿「パーソナルデータに関する「独立第三者機関」について」ジュリスト1464号(2014年)18頁
- 柴崎暁「情報処理技術、情報ファイルおよび諸自由に関する1978年1月6日の法律78-17号(1)～(3・完)」クレジット研究27号(2002年)194頁、29号(2003年)111頁、32号(2004年)247頁

島村智子「一般データ保護規則（GDPR）の適用開始」外国の立法 276-1 号（2018 年）2 頁  
諸外国等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会・報告書（平成 20（2008）年 3 月）84 頁（下井康史執筆）  
新保史生「EU の個人情報保護制度」ジュリスト 1464 号（2014 年）38 頁  
鈴木正朝「番号法改正と個人情報保護法改正——個人情報保護法体系のゆらぎとその課題」論究ジュリスト 18 号（2016 年）45 頁  
総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修『世界の個人情報保護法——データ・プライバシー保護をめぐる諸外国の動向』（ぎょうせい、1989 年）  
曾我部真裕「フランスの「デジタル共和国法」について」法律時報 91 巻 6 号（2019 年）71 頁  
曾我部真裕「フランスの個人情報保護法制」比較法研究 81 号（2019 年）190 頁  
ソロブ、ダニエル『プライバシーなんていらない！？』（勁草書房、2016 年）  
多賀谷一照「フランスのプライバシー保護立法と運用の実態」情報公開・プライバシー（ジュリスト 742 号）（1981 年）248 頁  
多賀谷一照「フランス（プライバシー保護法の比較的研究）」比較法研究 43 号（1981 年）49 頁  
多賀谷一照「フランスにおける「情報処理と自由全国委員会」の最近の動向」ジュリ 760 号（1982 年）34 頁  
多賀谷一照「フランス（情報公開と個人情報保護）」比較法研究 48 号（1986 年）53 頁  
多賀谷一照「フランスにおけるプライバシー保護法制」情報公開・個人情報保護（ジュリスト増刊、1994 年）293 頁  
田島泰彦「個人情報保護制度をどう構想するか——憲法・メディア法の視点から」法律時報 72 巻 10 号（2000 年）4 頁  
寺田麻佑「EU と日本における個人情報保護法制の比較と課題」比較法研究 81 号（2019 年）168 頁  
戸田典子「連邦データ保護法改正」ジュリスト 1409 号（2010 年）7 頁  
中西一「予算執行の停止と財務省統制——フランスの場合——」会計検査研究 43 号（2011 年）31 頁  
中西優美子「EU から第三国への個人データ移転と欧州委員会のセーフ・ハーバー決定（VI（4））」自治研究 92 巻 9 号（2016 年）96 頁  
中村民雄「フェイスブック個人情報域外移転事件」法律時報 88 巻 8 号（2016 年）112 頁  
成原慧「アメリカにおけるプライバシーと個人情報保護法制」比較法研究 81 号（2019 年）199 頁  
西上治「データ保護法上の監督機関の独立性と民主的正統性」法律時報 91 巻 8 号（2019 年）88 頁  
西村善博「フランスにおける個人情報保護法と個人データの統計利用に関する B. リヤンディの報告（改題と翻訳）」統計学 100 号（2011 年）91 頁  
野村武司「ドイツ——個人情報保護法制の展開と 90 年法の概要」法律時報 72 巻 10 号（2000 年）30 頁  
原田大樹「政策実現過程のグローバル化と EU 法の意義」EU 法研究 2 号（2016 年）29 頁  
日置巴美＝板倉陽一郎『個人情報保護法のしくみ』（商事法務、2017 年）  
人見剛「消費者保護と個人情報保護」法律時報 72 巻 10 号（2000 年）14 頁  
フーフナグル、クリス『アメリカプライバシー法——連邦取引委員会の法と政策』（勁草書房、2018 年）  
藤原静雄「西ドイツ国勢調査判決における「情報の自己決定権」一橋論叢 94 巻 5 号（1985 年）728 頁  
藤原静雄「西ドイツ連邦データ保護法」國學院法学 27 巻 1 号（1989 年）51 頁  
藤原静雄「国際化の中の個人情報保護法制」公法研究 55 号（1993 年）64 頁  
藤原静雄「ドイツのデータセキュリティ法制——個人データ保護法制の技術的側面」一橋論叢 118 巻 1 号（1997 年）97 頁  
藤原静雄「改正連邦データ保護法政府草案（2000 年 6 月 14 日）」國學院法学 38 巻 3 号（2000 年）207 頁  
藤原静雄「改正連邦データ保護法（2001 年 5 月 23 日施行）」季刊行政管理研究 99 号（2002 年）76 頁  
藤原静雄「ドイツ連邦情報自由法の成立」ジュリスト 1301 号（2005 年）70 頁  
堀部政男「個人情報保護論の現在と将来」ジュリスト 1144 号（1998 年）28 頁  
堀部政男「欧州連合（EU）個人情報保護指令の経緯」新聞研究 578 号（1999 年）17 頁  
牧野二郎「ネットワークと個人情報」法律時報 72 巻 10 号（2000 年）19 頁  
松井茂記「アメリカ——プライバシー保護法制の展開」法律時報 72 巻 10 号（2000 年）25 頁  
松前恵環「越境データ移転に関する米国の動向——Schrems II 判決を踏まえて」NBL 1197 号（2021 年）73

頁

- 皆川治廣『プライバシー権の保護と限界』（北樹出版、2000年）
- 三宅弘「個人情報保護法制化の経緯と課題——緩やかな民間規制か」法律時報 72 卷 10 号（2000年）9 頁
- 宮下紘「プライバシーをめぐるアメリカとヨーロッパの衝突（1）——自由と尊厳の対立」比較法文化 18 号（2015年）122 頁
- 宮下紘「忘れられる権利」をめぐる攻防」比較法雑誌 47 卷 4 号（2014年）29 頁
- 宮下紘「EU-US プライバシーシールド」慶應法学 36 号（2016年）145 頁
- 宮下紘「貿易協定と越境データ移転規則——米欧の交渉からの教訓——」比較法雑誌 50 卷 3 号（2016年）189 頁
- 宮下紘『EU 一般データ保護規則』（勁草書房、2018年）
- 村上裕章「個人情報保護制度の日仏比較」同『行政情報の法理論』（有斐閣、2018年）
- 村上裕章「デジタル共和国法——デジタル共和国のための 2016 年 10 月 7 日法律第 2016-321 号」日仏法学 30 号（2019年）127 頁
- 山岸和彦「EU——報道目的の場合等の適用除外を中心として」法律時報 72 卷 10 号（2000年）34 頁
- 山下義昭「ドイツ連邦データ保護法の改正と残された課題（1）～（3・完）」クレジット研究 27 号（2002年）184 頁、29 号（2003年）91 頁、32 号（2004年）228 頁
- 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』（信山社、2017年）
- 横田明美「EU 刑事司法指令のドイツにおける国内法化と十分性認定——監督機関に着目して——」情報法制研究 9 号（2021年）92 頁
- ラウバッハ、アンネ（藤原静雄訳）「データ保護一般規則の枠内における連邦データ保護法」自治研究 94 卷 2 号（2018年）24 頁
- レイ、F ほか「欧州委員会のセーフハーバー決定を無効とした欧州連合司法裁判所 2015 年 10 月 6 日付判決」国際商事法務 43 卷 11 号（2015年）1750 頁
- ルブルトン、カロリーヌ「フランスにおける個人情報の保護法制度の変遷」法政大学大学院紀要 79 号（2017年）179-201 頁
- ルブルトン、カロリーヌ「潜在的多数被害者の観点から見たフランスの個人情報保護制度」法学志林 120 卷 4 号（2023年）138 頁

## 2 欧語文献

- Antoine, Aurélien, Les expériences étrangères d'ouverture de l'accès aux données publiques, AJDA 2016, 81
- Auby, Jean-Bernard, Le droit administratif face aux défis du numérique, AJDA 2018, 835
- Augagneur, Luc-Marie, Vers des nouveaux paradigmes du droit dans l'économie numérique, RTDCom 2015, p. 455
- Bachert-Peretti, Audrey, La protection constitutionnelle des données personnelles: les limites de l'office du Conseil Constitutionnel face à la révolution numérique, RFDC 118 (2019), 261
- Bernelin, Margo, La patrimonialisation des données personnelles: entre représentation(s) et réalité(s) juridiques, JCP G 2019, 2034
- Bettio, Nathalie, L'application dans le temps du code des relations entre le public et l'administration, AJDA 2018, 200
- Bibent, M., Le droit du traitement de l'information, Armand Colin, 2005
- Bourgeois, M. /Bounedjoum, Les apports de la loi pour une République numérique en matière d'accès et de réutilisation d'informations publiques, JCP Adm. 2016, no 48., 24
- Bourgeois, Matthieu/Moine, Marion, La nouvelle Loi Informatique et Libertés: des changements substantiels après le RGPD, JCP E 2018, no 27, p. 9
- Castets-Renard, Céline, Réforme de la LIL et transposition de la directive à des fins de coopération policière et judiciaire pénale, Dalloz IP/IT 2018, 480
- Cellina, Eva, La commercialisation des données personnelles: aspects de droit contractuel et de protection des données, Schulthess Media Juridiques, 2020

Clément, Marc, Algorithmes au service du juge administratif: Peut-on rester maître?, AJDA 2018, 2453

Cluzel-Métayer, Lucie, Les limites de l'open data, AJDA 2016, 102

Cluzel-Métayer, Lucie, La loi pour une République numérique: l'écosystème de la donnée saisi par le droit, AJDA 2017, 340.

Colin, N./Verdier, H., L'âge de la multitude: entreprendre et gouverner après la révolution numérique, 2e éd., A. Collin, 2012

Commission Informatique et libertés, Rapport (Rapport Tricot), La Documentation Française, 1975

Conseil d'Etat, Le numérique et les droits fondamentaux, étude annuelle 2014, p. 319

Conseil national du numérique, avis no 2015-3, 30. nov. 2015

Conseil national du numérique, Ambition numérique, Pour une politique française et européenne de la transition numérique, 2015, p. 276

Conseil national du numérique, 12. décembre 2017, avis sur le décret no 2016-1460 prévoyant la création d'une base de données des <Titres électroniques sécurisés>

Cytermann, Laurent, La loi Informatique et libertés est-elle dépassée?, RFDA 2015, 99

Debet, Anne/Massot, Jean/Metallinos, Nathalie, Informatique et libertés: la protection des données à caractère personnel en droit français et européen, Lextenso éditions, 2015

Debet, Anne, Libertés et protection des personnes, Loi no 2018-493, 20 juin 2018, JCP G 2018 no 36, p. 1548

Delaunay, Bénédicte, La dématérialisation des relations entre le public et l'Administration: quel encadrement juridique?, RDP 2020, 1131

Desgens-Pasanau, Guillaume, La protection des données personnelles: les principales clés de cryptage du RGPD (i.e. RGPD), 5e éd., LexisNexis, 2022

Douville, Thibault, Données non personnelles (libre flux): publication d'un règlement européen, D. 2019, 10

Duclercq, Jean-Baptiste, L'automatisation algorithmique des décisions administratives individuelles, RDP 2019, 295

Duclercq, Jean-Baptiste, Sécurité des systèmes d'information de l'Administration: quelles garanties pour les administrés?, RDP 2020, 1213

Étude d'impact du projet de loi, 9. décembre 2015

Exposé des motifs du projet de la loi no 3318, 9. déc. 2015, p.3

Fassi-Fihri, Rym, Quel droit pour les réseaux sociaux?, RDP 2018, 685

Fauvarque-Cosson, Bénédicte, et Maxwell, Winston, Panorama Protection des données personnelles, D. 2018, 1033

Favoreu, Louis et al., Droit constitutionnel, 25e éd., Dalloz, 2022

Favro, Karine, La CNIL, une autorité à «l'âge de la maturité», Dalloz IP/IT 2018, 464

Foegle, Jean-Philippe, L'ouverture des données publiques à l'ère numérique: de la demande à l'offre, RDP 2018, 677

Galustian, Gohar, La protection des données personnelles à l'épreuve du numérique, RDP 2018, 1389

Gaudemet, Yves, La justice à l'heure des algorithmes: À propos de la justice prédictive, RDP 2018, 651

Geffray, Edouard et Guérin-François, Alexandra (ed.), Code de la protection des données personnelles, 5e éd., Dalloz, 2022

Griffaton-Sonnet, Léo, Décision no 2018-765 DC, 12 juin 2018, Loi relative à la protection des données personnelles, RFDC 116 (2018), 979

Grymbaum, Luc, Loyauté des plateformes: un champ d'application à redéfinir dans les limites du droit européen, JCP 2016, no 16, p.778

Idoux, Pascale, L'ambivalence du développement des télé-services: de nouveaux services publics ou des services publics numériques?, RDP 2020, 1145

Kadi, Zehina Ait El et Maximin, Nathalie, RGPD, loi informatique et libertés modifiées, Dalloz, 2018

Koubi, G., Le méga-fichier des titres électroniques sécurisés, JCP Adm. 2016, no 47, 16

Laffaire, M.-L., Protection des données à caractère personnel, Editions d'Organisation, 2005

Lasserre, Valérie, Investiture de la société civile au Parlement - Analyse d'une nouvelle méthode législative, JCP G 2016, no 7, 323

Lemaire, A., Ass. nat., 20 juillet 2016

Louvel, B., Ouverture du colloque consacré à la jurisprudence dans le mouvement de l'open data, le 14 octobre 2016 à la Cour de cassation

Manson, Stéphane, La mise à disposition de leur données publiques par les collectivités territoriales, AJDA 2016, 97

Martial-Braz, Nathalie, L'abus de textes peut-il nuire à l'efficacité du droit? La théorie du millefeuille législatif à l'épreuve de la protection des données à caractère personnel, Dalloz IP/IT 2018, 459

Martial-Braz, Nathalie, Quid la French Touch contribue à complexifier l'édifice du droit de l'Union européenne! À propos de la loi sur la protection des données personnelles du 20 juin 2018, JCP G 2018, no 28, p. 1348

Martial-Braz, Nathalie et Rochfeld, Judith (dir.), Droit des données personnelles: les spécificités du droit français au regard du RGPD, Dalloz, 2019

Mattatia, Fabrice, RGPD et droit des données personnelles, 5e éd., Eyrolles, 2021

Maxwell, Winston, Entretien: Le règlement UE 2018/1807 du 14 novembre 2018 sur le libre flux des données à caractère non personnel, D. 2019, 528

Oberdorff, Henri, L'espace numérique et la protection des données personnelles au regard des droits fondamentaux, RDP 2016, 41

Oberdorff, Henri, La République numérique: un nouvel espace pour de nouveaux droits?, RDP 2018, 665

Oberdorff, Henri, La transformation numérique de l'administration publique, RDP 2020, 1173

Pauliat, Hélène, La décision administrative et les algorithmes: une loyauté à consacrer, RDP 2018, 641

Ragimbeau, Laure, Pour un développement de l'action de groupe en droit administratif, RDP 2019, 1439

Renucci, Jean-François et Renucci, Antoine, Droit et protection des données à caractère personnel: droit européen: RGPD, Convention européenne des droits de l'homme, LGDJ, 2022

Rijpma, Jorrit J. et al., The new EU data protection regime: setting global standards for the right to personal data protection, Eleven International Publishing, 2020

Rochfeld, Judith, L'encadrement des décisions prises par algorithme, Dalloz IP/IT 2018, 474

Sauron, Jean-Luc, Données personnelles: portée du droit au déréférencement, D. 2019, 2022

Stahl, Jacques-Henri, Open data et jurisprudence, Dr. adm. 2016, no 11, 1

Staub, Sylvain et al., Protection des données personnelles: réussir sa mise en conformité, 2e éd., Editions législatives, 2019

Storrer, Pierre, Les premiers pas d'un <droit Airbnb>, D. 2016, 265

Tambou, Olivia, Manuel de droit européen de la protection des données à caractère personnel, Bruylant, 2020

Teresi, Laurent, L'open data et le droit de l'Union Européenne, AJDA 2016, 87

Trojette, M., Rapport sur l'ouverture de données publiques, 2013, p. 36

Türk, Pauline, La citoyenneté à l'ère numérique, RDP 2018, 623

Türk, Pauline, L'État plateforme numérique, RDP 2020, 1189

Vaast, Alizée, La patrimonialisation des données personnelles, L'Harmattan, 2021

Verdier, Henri/Vergnolle, Suzanne, L'État et la politique d'ouverture en France, AJDA 2016, 92

Vergnolle, Suzanne, L'effectivité de la protection des personnes par le droit des données à caractère personnel, Bruylant, 2022

Wachsmann, Patrick, Libertés publiques, 9e éd, Dalloz, 2021

Yolka, Philippe, Open data: <L'ouverture, c'est l'aventure>, AJDA 2016, 79

Zoller, Élisabeth/Wanda Mastor, Droit constitutionnel, 3e éd., PUF, 2021

Zolynski, Célia, Les nouveaux contours de l'action de groupe et de l'action collective au lendemain de la loi pour la protection des données: un Empowerment renforcé, Dalloz IP/IT 2018, 470

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
フランスの個人情報保護制度	成城法学	2024年2月